

大口町老人ホーム入所者の遺留金品取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町長が老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第11条の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所措置した者又は養護受託者に養護委託措置した者（以下「被措置者」という。）の死亡に伴う遺留金品の取扱いに関する事項を定めるものとする。

(遺留金品の範囲)

第2条 遺留金品とは、被措置者が死亡前に老人ホーム又は養護受託者宅において当該被措置者が所有していたすべてものをいう。

(遺留金品の引継等)

第3条 被措置者が死亡した場合、町長は、当該被措置者の入所していた施設の長又は養護受託者（以下「施設長等」という。）から、速やかに遺留金品の引継ぎを受け、施設長等に対し受領書（様式第1）を交付するとともに、速やかに遺留金品に対する相続人を調査し、当該遺留金品を相続すべき者を確認するものとする。

(現場確認)

第4条 町長は、前条による遺留金品の引継ぎの際、次に掲げる方法により現場確認書（様式第2）を作成するものとする。

- (1) 現場確認者は町長の指定する町の職員とし、立会者は施設長等とする。
- (2) 現場確認書は2通を作成し、町長及び施設長が各1通を保管するものとする。

(遺留金品の保管)

第5条 町長は、第3条による遺留金品を引き継いだ時から当該遺留金品の保管を開始するものとする。

(遺留金品の引渡)

第6条 町長は、第3条に基づき相続人を確認したときは、速やかに遺留金品を当該相続人に引き渡すとともに、当該相続人に引渡書（様式第3）を交付し、これと引き替えに受領書（様式第4）を徴収するものとする。ただし、同条に基づく遺留金品の引渡しについては相続人の確認が終了している場合に限り、同条によ

る遺留金品の引継ぎと同時に行うことができる。

(相続人が明らかでない場合)

第7条 町長は、死亡した被措置者の本籍若しくは氏名が不詳の場合、又は戸籍消失等により相続人が明らかでない場合は、家庭裁判所による相続財産管理人選定の手続きを行うものとする。

(遺留金品の取扱)

第8条 法第27条に規定する遺留金品の取扱いは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第76条及び同法施行規則（昭和25年政令第148号）第22条の規定に基づく遺留金品の処分の例により取り扱うものとする。

(その他必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は、町長が別に定める。

附 則（平成5年3月31日大口町訓令24号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。